

6く安第 268968 号

令和 7 年 3 月 17 日

高齢者運転免許卒業者優遇店 様

香川県危機管理総局くらし安全安心課長

運転経歴情報記録個人番号カードの活用について

日頃、高齢者運転免許卒業者優遇制度に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

警察庁においては、本年 3 月 24 日から運転経歴情報記録個人番号カード（以下「マイナ経歴証明書」という。）の運用を別添のとおり開始することになりました。

つきましては、高齢者運転免許卒業者優遇店に登録の事業所の皆様に、マイナ経歴証明書が提示された場合にも、運転経歴証明書や高齢者運転免許卒業カード本体が提示された場合と同様に、割引等サービスの御提供を依頼するものであります。

なお、マイナ経歴証明書は、外観から運転経歴情報の記録の有無が判別できないものであることから、利用者（運転免許証返納者）にはマイナ経歴証明書を事業者様に提示する場合は、スマートフォン等にインストールした専用の読み取りアプリを使用し、マイナ経歴証明書内の運転経歴情報をスマートフォン等の画面に表示させ、マイナ経歴証明書本体と一緒に提示するよう警察庁等より周知することになっています。

また、現在運用中の「運転経歴証明書交付済シール」については、マイナ経歴証明書の運用開始に伴って、新たなシールの交付は中止するとのことですが、これまでに交付されたシールをカードケースに添付したマイナンバーカードが提示された場合は、引き続き従来と同様の対応をしていただきますよう御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

香川県危機管理総局くらし安全安心課 池西

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

TEL : 087-832-3231 FAX : 087-806-0244

E-mail : ve6361@pref.kagawa.lg.jp

デ 国 第 204 号
総 行 マ 第 13 号
警察庁丁運発第 54 号
令和 7 年 3 月 11 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 殿
各指定都市社会保障・税番号制度担当局長 殿
各都道府県交通担当部長 殿
各指定都市交通担当局長 殿

デジタル庁統括官付参事官
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長
警察庁交通局運転免許課長
(公 印 省 略)

運転経歴情報記録個人番号カードの活用促進について（依頼）

平素より、マイナンバーカードの普及及び利活用の促進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和 4 年 4 月 27 日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）のうち、マイナンバーカードと運転経歴証明書の一体化に関する改正規定が、令和 7 年 3 月 24 日から施行され、これにより、警察において、運転経歴情報記録個人番号カード（以下「マイナ経歴証明書」という。）の運用を開始することとなりました。

ついては、これまで交通等様々な業種における多くの事業者には、運転経歴証明書の保有者に対する割引等のサービスをご提供いただいているところ、マイナ経歴証明書の活用促進のため、こうした事業者に対し、マイナ経歴証明書が提示された場合にも、運転経歴証明書本体が提示された場合と同様に、割引等のサービスを御提供いただくよう、貴都道府県及び管内市区町村の担当部局を通じて、別添チラシに当該部局の連絡先を追記し活用するなどの方法により周知の上、要請していただきますようお願いいたします。

なお、マイナ経歴証明書は、外観から運転経歴情報の記録の有無が判別できないことから、マイナ経歴証明書を事業者に提示する場合には、スマートフォン等にインストールした専用の読み取りアプリを使用し、マイナ経歴証明書内の運転経歴情報をスマートフォン等の画面に表示させ、マイナ経歴証明書本体と一緒に提示するよう警察庁等より利用者に周知する予定です。

また、現在運用中の「運転経歴証明書交付済シール」については、マイナ経歴証明書の運用開始をもって、新たなシールの交付は中止することとしますが、これまでに交付されたシールをカードケースに貼付したマイナンバーカードが提示された場合は、引き続き従来と同様の対応をしていただくことについても、併せて要請していただきますよう、よろしくお願いいたします。

【連絡先】

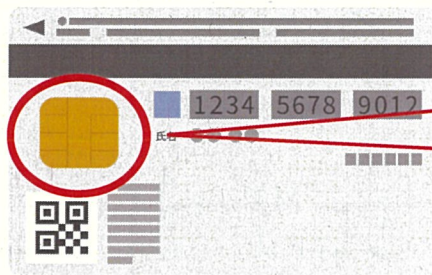
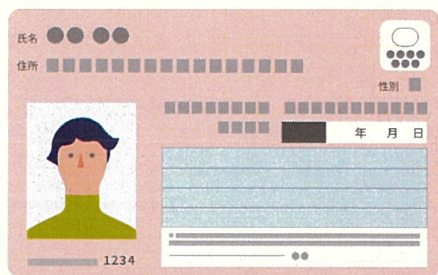
警察庁運転免許課（担当：岡田）
電話：03-3581-0141（代表）内線：5327

運転経歴証明書の保有者の方に
サービスをご提供されている事業者の皆様へ

「マイナ経歴証明書」のご案内



令和7年3月24日から、マイナンバーカードと運転経歴証明書を
一体化した「**マイナ経歴証明書**」の申請ができるようになりました。



ICチップに
運転経歴情報が
記録されます。

※ マイナ経歴証明書の券面に運転経歴情報の記録の有無は表示されません。

マイナ経歴証明書の使用（提示）方法

- ① スマートフォン等に**専用の読み取りアプリ**をインストール
- ② アプリを起動してマイナ経歴証明書をかざす
- ③ **運転経歴情報**が画面に表示される
- ④ マイナ経歴証明書と一緒に、③の画面を提示

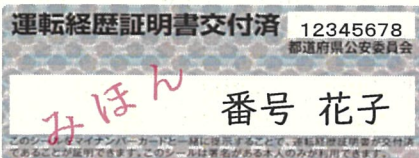
※ この使用（提示）方法は、警察での申請時に利用者に周知します。

マイナ経歴証明書を提示した利用者には、
運転経歴証明書本体が提示された場合と同様に、**割引等の
サービスをご提供いただきますよう**、お願いいたします。

※ 提示を受けた際は、マイナ経歴証明書とスマートフォン等の画面に表示さ
れている運転経歴情報の氏名等が同一であることをご確認ください。



「運転経歴証明書が交付済みであることを表示するシール」について



マイナ経歴証明書の開始をもってシールの交付を中止しますが、これま
でに交付済みのシールをカードケースに貼付したマイナンバーカードが
提示された場合は、**引き続き従来と同様の対応**をしていただきますよう、
併せてお願いいたします。